

## 郵便物のサービスの一部変更について

令和3年5月19日

郵便法の改正に伴い令和3年10月2日から特定記録郵便を含む普通扱いとする郵便物(※)について、土曜日配達が休止となります。また到着日についても1日程度繰下げとなる予定(令和3年10月以降段階的に実施)と日本郵便株式会社より発表がありましたので、入札書等を特定記録郵便で郵送される際はご注意ください。

なお詳しくは日本郵便株式会社のwebサイト <https://www.post.japanpost.jp> でご確認ください。

(※) 普通扱いする郵便物とは、書留や速達などのオプションサービス(特殊取扱)を付加しないものをいいます。